

平塚市監査委員	市川	喜久江
同	城田	孝子
同	山原	栄一
同	秋澤	雅久

## 監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

### 記

#### 1 監査の対象範囲及び対象部課（対象団体）

令和4年度の公の施設の指定管理について、次の施設に関する監査対象部課及び対象団体（指定管理者）の義務の履行並びにその出納その他の事務事業の執行等

(1) 福祉会館

対象部課：福祉部 福祉総務課

対象団体：社会福祉法人平塚市社会福祉協議会

(2) 南部福祉会館

対象部課：福祉部 福祉総務課

対象団体：ワーカーズコープ・東急コミュニティー共同事業体

(3) 袖ヶ浜デイサービスセンター

対象部課：福祉部 高齢福祉課

対象団体：社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会

(4) 馬入ふれあい公園

対象部課：都市整備部 総合公園課

対象団体：サカタのタネグリーンサービス・湘南ベルマーレSC共同事業体

#### 2 監査の実施期間

令和5年9月8日から10月25日まで

#### 3 監査の方法及び監査項目

監査対象部課及び対象団体から指定に係る文書、書類等の提出を求め、指定管理の目的に沿った事業が行われたか、事業報告・決算諸表に記載された数値は正確であったか、事務処理は良好になされているか等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

(1) 指定手続き

(2) 協定書

- (3) 指定管理料
- (4) 施設の管理
- (5) 業務の履行
- (6) 利用料金
- (7) 指定管理者の出納

#### 4 関係書類

(対象部課分)

指定管理者の指定手続きに関する書類、管理の協定等、管理経費に関する書類及び事業報告書の点検に関する書類等

(対象団体分)

事業計画書及び事業報告書、管理経費に関する書類、金銭出納帳、収入・支払伝票及び団体の経理関係規程等

#### 5 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおける結果は次のとおりである。

なお、全体的な所感として、指定管理者の事務処理誤りが散見されるとともに、市の対象部課における確認不足が多い状況であったので、監査の結果を庁内関係課で共有して適正な事務執行につなげられたい。

また、一部施設においては、指定管理者選定時における事業者の見込み誤りに起因する指定管理料を上回る経費の支出が複数年にわたっていることが確認された。このような事業者の誤認は、適正な選定手続きであっても、事業継続におけるリスク要因ともなるため、選定手続きにおいて事業者が事業内容を正しく理解できるよう、引き続き市として努められたい。

##### (1) 福祉会館

**対象部課：福祉部 福祉総務課**

**対象団体：社会福祉法人平塚市社会福祉協議会**

ア 下記の指摘事項を除く対象部課における指定管理者の指定手続、管理の協定その他の事務の執行及び対象団体（指定管理者）における管理の協定等に基づく義務の履行に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていた。

イ 次の指摘事項については基本協定書等に基づき適切に対処されたい。

##### ○ 指摘事項

- ・ 対象部課において、指定管理者から提出された指定管理業務事業報告書について、第三者委託した業務で実績報告がないもの、指定管理業務の一部が自主事業と誤ったもの、第三者委託業者名を誤ったものがあつたので、確認体制を強化するとともに、対象団体への指導を徹底されたい。
- ・ 対象部課において、指定管理者が第三者委託している業務について、書面による市の承認がないものがあつたので、確認体制を強化するとともに、対象団体への指導を徹底されたい。
- ・ 対象団体において、市に提出した指定管理業務事業報告書について、第三者委託した業務で実績報告がないもの、指定管理業務の一部が自主事業と誤ったもの、第三者委託業者名を誤ったものがあつたので、適切に対処されたい。

- ・ 対象団体において、指定管理者が第三者委託している業務について、書面による市の承認がないものがあったので、適切に対処されたい。
- ウ 財産の管理事務については、次のとおりである。
- ・ 備品の管理事務については、良好であると認められた。
  - ・ 土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
福祉会館	<p>【屋上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋上ルーフトレンの詰まり</li> <li>・ 塔屋へ上がる階段の段鼻コンクリートの破損</li> </ul> <p>【地下1階】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排煙窓の手動開放装置の破損</li> </ul>

## (2) 南部福祉会館

**対象部課：福祉部 福祉総務課**

**対象団体：ワーカーズコープ・東急コミュニティー共同事業体**

- ア 対象部課においての指定管理者の指定手続、管理の協定その他の事務の執行及び対象団体（指定管理者）においての管理の協定等に基づく義務の履行に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていた。
- イ 財産の管理事務については、次のとおりである。
- ・ 備品の管理事務については、良好であると認められた。
  - ・ 土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
南部福祉会館	<p>【防火シャッター】 危害防止装置未対応</p> <p>【防火区画】 各階エレベーター昇降路未区画</p> <p>【防火設備】 各階エレベーター扉遮煙性能未対応</p>

## (3) 袖ヶ浜デイサービスセンター

**対象部課：福祉部 高齢福祉課**

**対象団体：社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会**

- ア 下記の指摘事項を除く対象部課においての指定管理者の指定手続、管理の協定その他の事務の執行及び対象団体（指定管理者）においての管理の協定等に基づく義務の履行に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていた。
- イ 次の指摘事項については基本協定書等に基づき適切に対処されたい。
- 指摘事項
- ・ 対象部課において、基本協定書に定められた利用料金の改定について、書面上の事務手続きにおける指定管理者への指導が十分でなかった。また、指定管理者から提出された利用料金改定に関する文書について、事前の口頭による承認が実行されていたが、事務処理の遅延や不適切な事務処理があったので、定められた手続きにより確実に処理されたい。
  - ・ 対象団体において、基本協定書に定められた利用料金の改定について、書面による事務手続きが適切に行われていなかったため、定められた手続きにより確実に

に実施されたい。

ウ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。

#### (4) 馬入ふれあい公園

**対象部課：都市整備部 総合公園課**

**対象団体：サカタのタネグリーンサービス・湘南ベルマーレSC共同事業体**

ア 下記の指摘事項を除く対象部課においての指定管理者の指定手続、管理の協定その他の事務の執行及び対象団体（指定管理者）においての管理の協定等に基づく義務の履行に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていた。

イ 次の指摘事項については基本協定書等に基づき適切に対処されたい。

○ 指摘事項

- ・対象部課において、基本協定書に定める備品の貸出数に誤りがあったので、確認体制を強化されたい。
- ・対象部課において、指定管理者から提出された年間業務報告書について、決算額の記載誤りや未実施事業の記載があったので、確認体制を強化するとともに、対象団体への指導を徹底されたい。
- ・対象部課において、自主事業への認識不足があるとともに、指定管理者への指導が十分でなかったため、確認体制を強化するとともに、対象団体への指導を徹底されたい。
- ・対象団体において、市に提出した年間業務報告書について、決算額の記載誤りや未実施事業の記載があったので、適切に対処されたい。
- ・対象団体において、指定管理委託料内での支出を伴う事業を自主事業と位置付けていたので、適切に対処されたい。

ウ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
馬入ふれあい公園（ひらつかアリーナ、馬入サッカー場、公園部分含む）	【園路周辺】敷石や点字ブロックの隆起 【外壁、非常用階段、地下天井】ひび割れ及び白華現象 【窓】サッシの劣化に伴う漏水 【排煙窓】一部開閉不良

以 上